

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

交 企 発 第 2 3 号  
平成28年 1 月 5 日  
30年保存（口訓）  
本 部 長

自転車運転者講習実施要領の制定について（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施要領に関し「自転車運転者講習実施要領の制定について（例規）」（平成27年5月29日交企発第166号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該実施要領に関し別添のとおり「自転車運転者講習実施要領」を定め、平成28年1月15日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 自転車運転者講習実施要領

#### 第1 自転車運転者講習の在り方

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第14項に規定する自転車運転者講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- 2 受講者に学習シートや発表を行わせること等により、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- 3 受講者に自身の運転行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

#### 第2 自転車運転者講習の実施要領

##### 1 講習対象者

自転車運転者講習の受講を命じられた者を対象とする。

##### 2 実施場所

県本部、免許センター及び各署の中から受講者が希望する場所を考慮し、その都度指定するものとする。

##### 3 講習時間

3時間とする。

##### 4 編成

1回の講習は、講師1人に対し、原則として受講者3人程度を上限とする編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習となるように配慮しなければならない。

##### 5 講師

講師は、警察職員の中から次に定める要件を満たす者を必要数選任するものとする。

なお、講習の実施に当たっては必要に応じて講習補助者を配置し、資料の配布、視聴覚機器の設置及び操作、受講者の対応等の補助をさせ、やむを得ず受講者の人数が多い場合等には講習補助者を増員配置するなど円滑で効果的な講習の実施に努めるものとする。

- (1) 原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある者又はこれに相当する一般職員であること。
- (2) 交通安全教育の実務経験が豊富であること。

##### 6 講習用教材

講習は、次に定める教材を使用するものとする。

(1) 教本

自転車の交通ルールや具体的な交通事故事例のほか、交通事故被害者等の手記等の内容を盛り込んだ教本を使用することとし、当分の間は、警察庁が作成する自転車交通教本を使用すること。

(2) 視聴覚教材

違反行為による危険性、他者への影響等を受講者に認識させるため、スタントマンによる自転車事故再現映像、ドライブレコーダーの映像等を記録した視聴覚教材を使用することとし、当分の間は、警察庁が作成する交通安全教育用DVDを使用すること。

(3) 受講者の学習用教材

受講者自らに交通ルールの理解度を確認させるとともに、具体的な交通事故事例に基づいて違反行為の危険性を認識させる内容であって、受講者同士の討議や講師との対話に資する教材を使用することとし、当分の間は、警察庁が作成する自転車運転者講習ワークブックを使用すること。

(4) 講師用教材

講師は、警察庁から配布される講師用マニュアルを参考として、教育内容、指導の狙いや留意点等を盛り込んだ講師用教材を準備すること。

7 講習内容

別添「自転車運転者講習カリキュラム」に定めるところにより実施するものとする。

8 講習終了証書の交付

交通企画課長は、受講者が講習終了後に当該講習を終了したことの証明書の交付を求めた場合は、別記第1号様式の自転車運転者講習終了証書（以下「講習終了証書」という。）を作成して正本を交付するとともに、副本を保管しなければならない。

9 講習終了証書の再交付

講習終了証書の亡失、滅失又は棄損により、再交付の求めがあった場合は、別記第2号様式の再交付申請書を提出させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

なお、住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合は、現住所地在を管轄する公安委員会を經由して申請させるものとする。

第3 自転車運転者講習実施上の留意事項

1 被命令者が自転車運転者講習の申込みをしようとするときは、高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号）別記様式第26号の自転車

運転者講習受講申出書に高知県警察手数料徴収条例（平成12年条例第32号）に定める額の高知県証紙が貼付されていることを確認するとともに、被命令者本人であることを運転免許証、保険証、学生証等により確実に確認すること。

- 2 受講者は、この種講習の受講に一般に不慣れであることを念頭に置き、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。
- 3 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、外国人や聴覚障害者等の場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るための適切な方策を講じるよう配慮すること。
- 4 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に、同一の場所で複数の受講者に対して講習を行う場合は、違反歴等の個人情報が他の受講者に知られることがないように言動に特段の配慮をすること。

別添

自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00~0:05 (5分間)	オリエンテーション	事前説明 講習についての説明 ・ 講習の流れについて説明する。 ・ 講習を通じて学ぶべき事項についても説明する。	テキスト
0:05~0:25 (20分間)	テスト	講習 交通ルール等に係る理解度チェック 交通ルールの認識に関する小テスト ・ 講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式でチェックする。	テキスト
0:25~0:40 (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	講習 被害者及び被害者遺族等の声 危険行為が引き起こした交通事故の悲しさの説明 ・ 自転車事故の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲しさを認識させる。 (例) 事故により後遺症を負った被害者自身の体験談、自転車事故の被害者遺族等の手記等	テキスト
0:40~1:00 (20分間)	事例紹介 疑似体験	講習 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験 受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介 ・ 当該受講者の犯した違反行為及び小テストの結果に合わせ、類似の違反行為や事故事例を選定して紹介する。 ・ 起こしやすい事故のリスクの可能性を説明する。 交通事故の危険性の疑似体験 ・ 映像教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。 (例) スケアード・ストレイト教育、他の通行者の視点からの見え方等	テキスト 映像教材 事故事例シート
休憩		5分~10分程度の休憩	
1:00~1:15	体験談紹介	講習 事故時の自転車運転者の責任	テキスト

(15分間)	(自転車運転者)	<p>自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴うリスクを認識させる。</li> </ul> <p>(例) 法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例、多額の損害賠償責任が生じた事例、自転車運転者自身が後遺症等により人生設計上の希釈を受けた事例等</p>	
1:15~1:35 (20分間)	自転車ルールの徹底	<p>講習 自転車の運転ルール 交通ルールの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車の通行方法に係る基本的ルールについてその根拠とともに確認する。</li> <li>二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)。</li> <li>地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境による交通事故の特性について説明する。</li> </ul>	テキスト
1:35~2:15 (40分間)	個人ワーク 討議等	<p>講習 危険行為に関する学習 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断テストに基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを受講者自らが記述する。</li> </ul> <p>学習シートに基づく討議・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らの危険行為に対する考え方、行動の取り方を認識させる。</li> <li>発表では、自分が犯した危険行為についても振り返り発表させ、自分の行為がいかに危険であったかを認識させる。</li> <li>発表に対し、受講者又は講師との間で討議をして危険に対する正しい行動の取り方を認識させる。</li> </ul> <p>(例) 危険行為が他の通行者に対してなぜ危険となっていたか、危険行為からどのような結果が生じ得るか、危険行為を犯した原因、社会で自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方等</p>	テキスト 討議 学習シート
時間が余った場合		危険予測学習の事例を増やして対応	

休憩		5分~10分程度の休憩	
2:15~2:25 (10分間)	再検査	<p>講習 交通ルール等に係る理解度の再チェック</p> <p>交通ルールの理解度に関する再チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再チェックする。</li> <li>理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの徹底を図る。</li> </ul>	小テスト
2:25~3:00 (35分間)	総括	<p>講習 講習の総括</p> <p>講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本講習を通して気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成し、発表する。</li> <li>講師が発表内容について講評する。</li> </ul>	感想文

別記

第1号様式(第2関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高知県公安委員会

印



第2号様式（第2関係）

年 月 日

再交付申請書

殿

住所

氏名

印

年 月 日生

私は、 年 月 日に において  
自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習  
終了証書の再交付を申請します。

理 由	亡失 滅失 棄損 その他（ ）
備 考	